

○下河辺委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第6回「東京電力に関する経営・財務調査委員会」をこれより開催いたします。

本日は、お忙しい中、皆様には御参集いただきまして、ありがとうございました。9月2日に野田新内閣が発足し、仙谷官房副長官に代わりまして、齋藤勁衆議院議員が官房副長官に御就任され、東京電力経営・財務調査タスクフォースのリーダーとして当委員会にこれより御出席をいただくこととなりました。

本日は大変お忙しい中、仙谷前副長官、齋藤副長官に御出席をいただいております。ここでお二人よりごあいさつをちょうだいできればと思っております。

それでは、初めに、仙谷先生、よろしくお願いいたします。

○仙谷前内閣官房副長官 野田新内閣が発足をいたしましたので、私は内閣官房副長官を退任して、今度は民主党の政策調査会の方で働くことになりました。そこで齋藤勁さんが内閣官房副長官に就任をされたことで、この東京電力に関する経営・財務調査委員会のタスクフォースの事務局、このリーダーも齋藤勁副長官に引き継ぎをするということになりました。

齋藤副長官は私と年もほぼ同じでございますし、経歴も同じでございます。私が落選中には私の秘書を齋藤さんの秘書として5年ぐらいですか。

○齋藤内閣官房副長官 6年。

○仙谷前内閣官房副長官 6年抱えていただいたという経緯もあって、個人的にも極めて親しい人でございますので、ここは私は党の側から齋藤さんと連携を取りながら、経営・財務調査委員会、そして更には先般発足しましたといひましようか、設立認可の討議を待つばかりになっております原子力損害賠償支援機構の発足に際しては、運営委員会が相当大きな役割を果たす。その中で、委員の皆様方にも事務局の皆様方にも、そこで更なる御尽力をいただくということになるかと思ひますけれども、機構の運営等々にも民主党として一定の考え方で連携をさせていただく、あるいはその仕事を政党の側から支えていくということに腐心をしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

この委員会、発足をしてから皆様方大変貴重な多大なお時間を使っていたり、あるいはいろんなリスクがある中で積極的に御尽力をいただいておりますことに本当に心から感謝申し上げますが、この委員会、そして機構の運営委員会のミッションは、まさに日本の21世紀、どう生き抜いていくかのエネルギー、電力政策あるいは戦略を決定的に左右しかねない生殺与奪の権を握りかねないという極めて重要なミッションがあるんだろうと思っております。ここまでの議論は本当に確かなファクトとそれを踏まえた高度な議論を進めていただいております、私も感銘を受けながら皆様方のお仕事に敬意を改めて表したいと思ひますし、今後とも御尽力いただきますように改めてお願いを申し上げまして、齋藤さんにこのタスクフォースのリーダーの仕事を引き継ぎたいと思ひます。

齋藤副長官、よろしくお願いいたします。

○齋藤内閣官房副長官 もういなくなってしまうんですか。まだいていただいてよろしい

のですが。

○仙谷前内閣官房副長官　そこでちょうど政策調査会の役員会が開かれていますので、失礼をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(仙谷前内閣官房副長官退室)

○下河辺委員長　では、齋藤副長官、どうぞ。

○齋藤内閣官房副長官　このたび内閣官房副長官を拝命いたしました齋藤勁でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

下河辺委員長、そして委員の皆様方には、それぞれ本当にお仕事等がありながら、大変この間、御熱心なる御議論をいただき、心から感謝を申し上げたいと思います。

仙谷前副長官と私の関係を話すという場ではございませんので、ここは省略をさせていただきます。引き継ぎの時にこのタスクフォースのことは承っておりまして、また今日、先ほど官房長官と私とそしてもう一人の長浜副長官といろいろ多岐にわたります官邸の任務分担をしたときに、正式に3名で私自身がこちらの担当をさせていただくということも決まっておりますので、そういう上でまた御報告をさせていただきたいと思います。

東京電力の問題は、今回の事故を引き起こしました福島第一原発を保有する企業であると同時に、これはこういうことも今さら私自身が申し上げなくてもこのタスクフォースの持つ意味というのはそこで議論したわけですが、我が国のエネルギーの根幹を担う最大の電力会社ということは言うまでもないわけでありまして、その経営の帰趨は国民の本当にまさに注目をするところだと思います。

私ども政府は、東電の賠償支払いを支援すべく原子力損害賠償支援機構の設立を準備中ですが、政府が東電を支援する前に厳正な経営・財務調査を行うことが大前提であるということでもあります。安定供給ということ、そして東電自身が身を削っていただくということ、徹底した合理化をしていただくということが長期的に我が国の国民の負担に対しても大いなる最小化をしていくということであればこのことが当然ではないかと思います。

この調査報告は機構、東電と作成をしていただきます特別事業計画の基礎となることが期待されておりまして、大変御多忙のところ恐縮ですが、国民の期待に応えられる報告書を9月末までにつくっていただきたいということをお願い申し上げさせていただきたいと思います。

これまでの御努力に感謝をさせていただきながら、また私自身も非常に能力がまだまだ追いつかない部分もございますが、座長としてここに座らせていただきまして、一緒にこの会議の中でともに参加させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○下河辺委員長　どうもありがとうございました。それでは、少し進めさせていただきたいと思います。東京電力に対するデューデリジェンスにつきましては、例の件の5つの主要論点を中心にいたしましてこれまで鋭意進めてきておりますが、本日は5つの主要論点のうちの3つ目、料金制度あるいはその運用の妥当性の検証と改善策につきまして、事務

局より本論点に関するこれまでの調査の報告を受けた上で、委員の皆様と議論を深めてまいりたいと考えております。

この料金問題につきましては、この間、どういうわけか新聞紙上等で東電社内で発電構成の大きな変動による燃料費の大幅増により、料金改定が検討されているやに報じられておりますが、国民負担の極小化という観点から、安易に諸々の費用、コストなるものが電気利用者の負担となるようなことは絶対に避けなければなりません。

そのためにも利用者、需要者の関心が極めて高いものがあると思われる電気料金制度やその運用の実態、在り方等を検証していくことは、当委員会の役割からして極めて重要なものがあると考えております。

本日は委員の皆様には是非積極的な御議論をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。それでは、これより本日の議事に入りますので、報道関係者の方は恐縮ですが、これで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○下河辺委員長 それでは、本日の議事に入ってまいりたいと思いますけれども、先ほども触れられておりますが、既に報道等で御案内のとおり、原子力損害賠償支援機構の理事長に一橋大学の前学長であります杉山武彦氏が内定したことにより、少し発足が遅れていたやの支援機構も、今月末までには成立される見込みとなりました。

機構による賠償支援に当たりましては、東京電力は機構と共同して特別事業計画を策定することとなりますが、当委員会がとりまとめる報告書の内容がこの特別事業計画のしっかりとした基礎となるよう、引き続き委員会として調査、議論、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、是非よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。まず5つの主要論点のうち、本日は3番目の論点である料金制度あるいはその運用の妥当性の検証と改善策について、討議を行ってまいります。

なお、本日は、本論点、料金制度についての討議を行いました後、第4回、前々回の委員会で議論をさせていただきました論点の1、東京電力の保有資産の洗い出しと売却資産の特定について委員会より諸々の宿題を出していただいておりますので、事務局よりその後の調査を踏まえた上での追加の報告を受けることを予定しております。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会の討議に入ります前に、西山事務局長から資料1及び改めて事務局よりお配りいたします資料を基に御説明いただきますので、資料配付をお願いいたします。

(事務局、資料配付)

○下河辺委員長 それでは、西山事務局長、資料が配られているうちの一番上にあります「料金制度あるいはその運用の妥当性の検証と改善策」の内容についての説明をお願いいたします。

○西山事務局長 それでは、お手元にお配りをしましたA4の横長の、今、委員長から御紹介のありました資料に沿いまして御説明をさせていただきます。昨日、各委員のお手元に資料をお届けさせていただいているものと基本的には同じでございます。若干数字等々が付け加わりましたものですから、せっかく作業したものは入りたいという思いもありまして、基本的には変わっておりません。

毎回同じでございますけれども、一応公表用ということで一種の目次だけを書いたものがこの資料1として配付されておりますが、これは公表用として議論していただいた項目だけを書いたものでございます。

それでは、料金制度あるいはその運用の妥当性ということで御説明をさせていただきます。

1ページに目次が付いてございます。本日は、料金制度といってもいろんな側面がありますので、そのすべてをやりますと物すごく多種多様になりますし、私どもの作業も必ずしもすべてには追い付いていないものですから、基本的には現在の料金制度のうち、いわゆる規制料金、料金値上げといったときに典型的に取り上げられる料金でございますけれども、これがどのように決定されており、これまでの東京電力の実際のコストと料金との関係はどうであったかということを検証する、これは検証の方向性あるいは具体的な検証というところでございますが、それを中心に御説明させていただきます。その上で、その範囲について改善策についての論点の整理のようなことを最後に申し上げさせていただきますと思います。

では、早速でございますが、3ページが電気料金の全体像でございます。今、申しましたように、いわゆる小売の自由化というものが50kW以上の需要家に対して既に実施をされております関係から、日本の電気料金の全体は、いわゆる規制部門と自由化部門に分かれるという格好になります。これを東京電力の販売電力量や損益構造に照らしてごらんいただいておりますのが右側でございまして、販売電力量で申しますと、いわゆる規制部門の電力量が38%、自由化部門のものが62%になっているのに対して、営業利益ですと逆、つまり規制部門で■%、自由化部門では■%というのが現状でございます。

4ページ、規制料金の推移でございますけれども、これまでの規制料金の単価はおおむね横ばいあるいは緩やかな増加傾向にあるというのが、東京電力のみならず、各電力会社について、過去10年間の料金の推移を示したものが左上の折れ線グラフで見いただけると思います。

更に御案内のとおり、現在、いわゆるデフレの状況にございますので、デフレーターを加味いたしますと、左の下側、これは東京電力についてのみ行っておりますけれども、左のように上昇傾向にあるということになろうかと思います。

他方、後で御紹介をさせていただきますけれども、勿論、1つの寄与要因としては、燃料費というのが非常に大きいわけですが、これは時々の燃料費を反映しました燃料費調整制度で調整をされますので、料金はその時々の燃料価格に応じて上がったり下がったりす

る。御案内のとおり 2008 年ごろ急激に上昇し、その後下降をたどったというのが真ん中のグラフでござんいただいたとおりであります。

いろいろな比較の仕方がございますけれども、沖縄電力を含めました 10 電力会社の料金を比較いたしますと、4 ページの一番右側にございますように、平成 23 年 7 月の時点での料金を典型的なモデル家庭、同じ条件の標準的な家庭で比較いたしますと、沖縄電力の 7,657 円から九州電力の 6,391 円のうち、東京電力はちょうど中位、中ほど 6,584 円という位置づけになります。

5 ページ目、これも御質問がございますが、なかなか国際比較が難しいのでございますけれども、一応規制料金を各国の主要な規制が行われている料金との間で比較いたしましたのが左側のグラフ、スペインからワシントン州、アメリカは州ごとに違いますので州別になっておりますけれども、それで比較したものでございます。

他方、これもなかなか難しいんですが、電気料金と電気の品質の関係というのは必ずしも相関関係というのではないというのが右側の上でございます。これは単純に電気料金のレベルと停電時間、1 年に何分間停電していますかということと、その国の料金は相関がありますかということをとったものであります。

その上で本日のだんだん本題に近いところに入ってまいりますけれども、日本の規制小売料金というのはどのように決まっているかというのが 6 ページにプロセスとして書かれております。これも当たり前のことから始めさせていただいて申し訳ございませんけれども、一番上の四角に書いてございますように、電気料金については、原価主義の原則、公正報酬の原則、電気の利用者に対する公平の原則という 3 つの原則で決定されております。その上で規制料金の決定に当たりましては、値上げの場合には経済産業大臣の認可、値下げの場合には基本的には届出でいいとなっております。

したがいまして、ここからいきなり本題に近いところになりますけれども、なおかつ今日、御説明したいことに近いところになります、いわゆる総括原価主義というのは基本的に総括原価をチェックする仕組みだと思われるし、基本的にはそういうことなんですけれども、必ずしも最近はそういうふうになっていない。つまり、四角い箱の一番下に書いてございますように、東京電力については、平成 10 年に最後の認可、国が直接チェックをした料金改定が行われた後、届出による値下げ改定、値下げですから、値下げそのものはいいことだと思いますけれども、それしか行われておりませんので、直接今回、私どもの委員会が行っておりますように、原価そのものが適切かどうかというような検証が行われてきているわけではない。仮にそれが最後は平成 10 年だとしても、今年は平成 23 年ですから、13 年間それが行われてきていないということでもあります。

平成 10 年当時の改定作業についてどういうふうに改定作業が行われたかについて当時の担当者からもヒアリングをさせていただきましたけれども、これはなかなか率直に申し上げて役所の体制もございますので限界があるかと思いますが、6 ページの一番下に書いてございますように、平成 10 年の料金改定時のときもなかなか長期的に設備投資が行

われるような資本費のようなもの、今回はそこまで突っ込んで調達の在り方を含めて御議論をいただいているわけでございますけれども、その辺りのことはなかなか平成 10 年当時であっても実際にはほとんど議論が行われていないということでもありますので、そういう意味ではありていに申し上げれば、この委員会で東京電力のコスト構造あるいはそれと料金との関係を御議論いただいているわけですが、この平成 10 年を更にさかのぼりますと、改定が昭和 55 年までいってしまいますので、昭和 55 年の担当者を探すところまではやっておりませんので、簡単に言うと相当長い期間そういうことは行われてこなかったということでございます。

その上で、先ほど申しましたように平成 10 年に最後の認可が行われた後、値下げについては届出ですよということになるわけですが、当然届出をする上でも届出をする際にどういう原価ですかと、こういう原価ですからこの料金になりますという届出がなされるわけですが、そのときどういう原価かということを示す上で 1 つの重要な要素が 7 ページの原価算定期間という考え方でございます。つまり、いつのコスト。例えば今日、仮に私が電力会社だったとして、政府に料金の届出あるいは認可申請する場合に、いつのコストのことを議論していますかというのが原価算定期間になります。

7 ページにはいろいろたくさん書いてありますけれども、結論から言いますと、7 ページの右側に政府の考え方がいっぱい書いてありますが、それには要するに電力会社がきちんと経営効率化計画を立てて自主的に効率化を進めるのであれば、さまざまな原価算定期間、簡単に言えば例えば 5 年で合理化をするのだから 5 年にするとか 3 年にするとかということを考えたらいいではないかというような考え方が平成 11 年、まさに先ほどの認可の直後に示されているわけでございますけれども、その後、実際には毎回、いわゆる原価算定期間は届出をしてから向こう 1 年の原価に基づいて届出が行われてきているということになっております。これはこれまでのファクトであります。

8 ページ、だんだん細くなつてまいりますけれども、総括原価の考え方がごくごく粗々を書いてございます。電気料金は基本的に上の四角の 2 番目の矢印のところに書いてございますように、基本料金と電力量料金、つまり固定料金と従量料金からなっているわけでございますけれども、その料金に添加されるコストの全体が総括原価ということになっておりまして、費用＋公正報酬－控除収益。控除収益といいますのは、例えば東京電力ですと、東京電力でつくった電気を他電力に売電する、融通したりすることがございますので、これは消費者に売っている部分ではございませんので、その種のものを控除するという意味でございます。そういうことで算定するとなっております。

更に、後でまた出てまいりますので詳しく申しませんが、燃料費が当然変動しますと、それを料金に反映させる必要がございますので、燃料費のアップダウンに従いまして行います燃料費調整額と、太陽光の発電促進のための付加金というのがそれほど大きい額ではございませんけれども、加算されて現在の電気料金ができ上がっているということでございます。

9 ページに書いてございますのが総括原価、トータルのコストをどういうふうに配分するかという絵でございます。ただ、先ほど申しましたように、今日は残念ながら委員からも特に託送料金の解析について宿題をちょうだいしているんですが、なかなか今日まで満足のいく作業が終了しておりませんので、これはそれを説明するために一応つくったチャートでございますけれども、つまりトータルの原価をどういうふうに配分していったら、例えば託送料金ができ上がってくるかという概念を示したものでございますが、本日は申し訳ないんですが、そこまで分析が進んでおりませんので、説明は省略させていただきます。

10 ページは、いわゆる事業報酬についての考え方が書いてございます。事業報酬はどういうふうに算出するかといいますと、後でまた詳しく申しますけれども、簡単に言いますと、事業報酬の対象になる事業資産の価値の総額、いわゆるレートベースと呼んでおりますが、ここに発電用の資産、送電用の資産等々が入るわけでございますけれども、これに報酬率を乗じたものが事業報酬という絶対額になりまして、それが料金に反映されるという仕組みになってきております。

ちなみに後で詳しく申しますけれども、12 年改定以降の東京電力に対して届出時に申請された事業報酬額というのは、絶対額で申しますと、その右側の表の一番右の欄、事業報酬額と書いてあるのが東京電力の届出に基づきます事業報酬額の年額ということになります。

11 ページは燃料費調整制度のことが書いてございます。ここは先ほど申しましたように、基本的には原価算定期間、向こう 1 年間のコストを見込んで設定された電気料金、基本料金と従量料金があるわけでございますけれども、このうち燃料費については非常に変動が激しいことから、これを自動的に料金に反映させるための仕組みでございます。

左側の燃料費調整制度というグラフに書いてございますように、簡単に言いますと、ある 3 か月間、このグラフですとある年の 12 月から翌年の 12 月までの 3 か月間の燃料費についての統計、基本的には原油等々の貿易統計、客観的な統計値に基づいて計算されるわけでございますが、それを統計値の公表から 2 か月後、3 か月後と言った方がいいですか、このグラフですと 12、1、2 というものが翌年の 5 月の料金に反映されるということになっております。

なお、1 つのポイントとしては、左側の燃料費調整制度の真ん中のところに濃い字で書いてございますけれども、燃料費調整制度も上がれば際限なくできるわけではありませんが、もともとの設定されました、つまり届出をいたしました価格から足すところの 50% までの範囲を頭打ちにしておりまして、それ以上の変動がある場合には、基本的には燃料費調整制度の対象にならない。ほかの細かいところを除けば、簡単に言えばそれ以上上げるのだと、例えばタイミングにもよりますけれども、料金認可と言ったようなことが必要になるというような制度になっているということでございます。

12 ページは託送料金制度について書いてございます。今日は分析が進んでおりませんので省略させていただきます。

以上のような総括原価が東京電力でどういう内容になっているかということを 14 ページ以降御説明させていただくのですが、その前に規制料金以外のところ、自由化料金の設定について、これも委員会で何度か御質問がございましたので、これについて御説明をさせていただきます。

まず一言で申しますと、実際に自由化分野で全体に参入しているものは、分野を越えて申しますとまだ 3 %程度に限られているという極めて限られた部分でございますので、勿論、制度としては自由化料金ということになっておるわけでございますけれども、実際にはマクロで見ると規制料金とほぼ似たような動きをマクロで見るとしているということであると思います。

その上で、そうは言いましても個別のメニューがいろいろございます。字が余りにも小さいのであれですが、まず東京電力における自由化料金の考え方というのは、大きく分けると 2 つございます。1 つは料金メニューを細かくすることによる、季節のコストの差あるいは時間帯のコストの差を踏まえることによる料金の差をメニューを細かくすることによって反映させるという点。

これが左上の「東京電力の料金メニュー」というところを書いてあるものでございまして、たくさん書いてあるので読みにくいんですが、東京電力全体として [REDACTED] を持っていて、その中で今申しました基本的なメニューに対して需要家の料金の使用形態、つまりピーク時に使うのか使わないのかといったようなことを反映して料金を設定しています。

その部分で、数字を書き込んでいないので申し訳ございませんけれども、大体基本料金に対して東京電力から見てよりよい使い方をしている需要家に対しては、[REDACTED] の値引きをメニュー上でやっております。これが左上の「東京電力の料金メニュー」と書いてあるところで言いたいこと。つまり、もう一度申しますと、基本的なメニューの単価に対して [REDACTED] の値引きをしているのがメニュー上の料金値引きの話。 [REDACTED]

[REDACTED] それを書いてありますのが右側の下半分の [REDACTED] と書いてあるものでございます。

これは全部御紹介するとすごく長くなるんですが、 [REDACTED]

私どものヒアリングをした限りにおいては、これがすべてといえますか、一応左側の料金メニューに基づく割引と、右側の今申しました事項に基づくことを勘案して、
というのがすべてであるというのがこの自由化料金の運用であると理解しております。

話題が戻りまして、以下、先ほど申しました、一番これが根幹の部分ですが、いわゆる総括原価主義であると言われておりますが、それが実際に原価を反映した料金になっているのかいないのか。あるいは原価を反映する場合に適切な反映の仕方をしているのかということを検証しようとしております。それを3つのステップでやっているのが14ページの表でございます。

1つは検証1、まさに原価そのもの。後で御説明しますような営業費というものが正しいものかどうかというようにことを見るのが検証1でございます。右側の表をごらんいただきますと、これがまさに東京電力の平成20年度の料金のつくり方が書いてあるのでこれをまず御説明した方がわかりよいかと思いますが、これを見ていただきますと、まず平成20年度1年間、このときは原価算定期間は1年間となっているわけですが、その1年間にかかる営業コストがトータルで5兆3,382億円であるということになっております。内訳が燃料費、減価償却費、修繕費、人件費等々とそこに書いてあるとおりになっております。

それに加えて、いわゆる事業報酬額3,019億円という額が加算されます。なぜ3,019億円になるかというと、先ほど御説明しましたように、レートベースと呼ばれているもの、これですと10兆650億円のレートベースに、後で御説明しますようなプロセスを経て算出されたところの事業報酬率3%というのが掛け算されて上の事業報酬の3,019億円ということになります。これがトータルの言わば総原価でございます。これから先ほど申しました控除収益、2番目の横長の四角の左の方でございますが、これを割り引いて、総原価5兆4,161億円になり、これが個別原価に配分されていって、最終的に料金になるということになるわけでありまして。

したがって、行きつ戻りつ申し訳ありませんけれども、今日の検証の論点といたしましては、1つは営業費、5兆3,382億円という額の出し方が適切であるのかどうか。あるいはその費用の中に電気事業を営む上で真に必要な費用だけが織り込まれているのか、そうではないのかというのが1つの大きな論点でございます。

2番目に、事業報酬額が今 3,019 億円というふうに平成 20 年度についてはなっておりますけれども、この算定の根拠となっておりますレートベースの対象資産の算出が適切なかどうか、あるいは事業報酬率そのものが適正なのかどうかといったようなことが2番目の議論になります。

3番目は、これを具体的な料金に転換していきます。最終的には規制料金原価ということになりますけれども、これは先ほど申しましたように、最終的な料金は基本料金と従量料金に分かれるということになりますので、この組み合わせ、コンビネーションが適正かどうかといったようなことが3番目の論点ということになります。

16 ページ以下は、過去 10 年間に東京電力から届けられた料金。くどいようですがけれども2年に1回届出をするわけですが、そのときに用いられていた原価と実際に東京電力が使った原価がどういう関係にあったか。普通原価主義ですから普通は原価主義ということだと思いますけれども、それがどうなっているかというのを固定費から順番に燃料費について見ていこうということでもあります。

16 ページの図は規制料金の料金原価のうち、固定費の部分について比較したものが実績とどういう関係にあるかというのをプロットしております。これがブルーの◆が届出時の料金の原価。赤い■が実績の料金原価。つまり、実際にかかったコストを料金原価に割り戻したものがコストであります。したがって、ごらんいただくと一目瞭然ですが、ごく最近の2年間、21 年度を除いて、基本的には料金で届けられた固定費の原価の方が常に実際に使われた固定費の原価よりも高いということになってきている。これは年々によって幅は違いますが、大きい場合には 8.92% ぐらいの差が平成 17 年度ですが、生じているということになっております。

したがって、私どもとしては、やや過大な原価になっていたというふうに評価せざるを得ないかなと思っております。これはなぜそういうことになってきているかというのをだんだん解析いたしますと、その最大の項目は、実は別の観点からこの委員会でも話題になりました修繕費であります。

17 ページ、この固定費のうち、届出時にこれぐらい使うといったコストと実際のコストがどういう乖離を生じていたかというのを勿論プラスになる、実際使いますといったよりもよけいにかかったものもございますが、よけいにかかったものと少なくて済んだものを左右対称にしたものが 17 ページでおります。修繕費のところだけ大きいので黄色でハイライトしてございますけれども、もうごらんいただいたとおり、ずっと修繕費については届出時に使いますといった修繕費よりもずっと小さい額で推移してきている。例えば平成 13 年度だと届出に比べて 359 億円少ない云々かんぬんという推移になってきております。

これを単純に過去 10 年間足し算すると、17 ページの上にありますように直近 10 年間でこれぐらい使いますよといった額と実際に使った額の差は、勿論、プラスマイナスありますからネットですが、ネットで 5,624 億円あるということなるわけでもあります。

多少これに分析を加えております 18 ページは、いわゆる修繕費というのは料金算定上、

可変費の方にも織り込まれているものですからそれも見ようということで、同じ手続をしたのが 18 ページの図あるいは 19 ページの表であります。これは同じことをやっておりますので省略させていただきますが、それらつまり固定費と燃料費以外の可変費。燃料費は後で御説明いたしますけれども、それを加えたものが届出時と実際のコストの関係はどうなっていたかという、20 ページのようになるということであります。したがって、傾向は基本的に同じ、これぐらい使いますよといったコストに対して、常に下回るということが続いてきているということであります。

これも改めて過去 10 年のものを可変費、固定費を含めて計算いたしますと、21 ページにございますように、合計で 6,186 億円ということになります。やはり主たる原因はどうしても修繕費とならざるを得ませんので、修繕費が届出時にこれだけ使うと言っていた修繕費と実際使った修繕費がどうであったかという修繕費だけを取り出して比較をしたのが 22 ページであります。

これももう御説明するまでもない一目瞭然でございますが、12 年ごろから届出に対して 13% 少ない、17% 少ない、9% 少ない等々ということになってきております。勿論、これは誤解ないように申し上げれば、私ども前から御説明しているように修繕費を減らすべきだという主張をここでしているわけではございませんけれども、むしろきちんと使うべきだという主張をもととしているわけでございますが、残念ながら過去の傾向を見ますと、これだけ使いますよと言って届け出た修繕費が実際には使われておらず、系統的にその部分が東京電力の中に留保されていた。そういう意味においては、原価を適正に反映したとはなかなか言えないのではないかとというのが 22 ページまでの分析でございます。

逆に、勿論、東京電力さんがごらんになって難しい部分もないわけではございません。それは当然燃料費の調整の部分でございます。燃料費について届出と実際がどうであったかというのを分析いたしましたのが 23 ページでございます。23 ページも同じようにつくられておりますけれども、これは同じように届出時にこれだけ燃料費がかかるでしょうと東京電力さんがお届けになられた額がブルーの◆。

燃料費については、届出をいたしましても先ほど申しましたように実際には燃料費の変動を勘案して、燃料費調整が行われますので、実際の料金として消費者に請求されているのは、ここで言いますところの届出時の料金原価に燃料調整を反映させたもの、つまり緑の▲になります。それに対して赤い■が実際にかかった燃料費のコストということになります。

これはもう年年歳歳それぞれ別々の原因がございますけれども、平成 13 年度は実際にかかったコストも燃料費が低かったのでプラスであったということになります。平成 14 年度にいわゆるトラブル隠しというのが発覚して、原発の全号機が停止いたしますので、そのために平成 14 年度、15 年度は原発が停止をいたしますので、その部分燃料費調整ではカバーをしきれずにコストがかかったという格好になります。

平成 17 年度は私どもも暫定的な結論しかわかりませんが、どうも東京電力さん

の燃料費調整がこれは通年の市場価格の推移で燃料調整をしていきますので、簡単に言えば1年の中で燃料費が上半期と下半期で下半期に燃料費が急激に上がったときに実際の調達をされてしまったので、どうも平成17年はコストの方がプラスになってしまったということがあるようであります。

あとはこれは勿論、東京電力さん御自身に起因することでは必ずしもございませんけれども、中越沖の地震で柏崎刈羽が止まると、当然原発の稼働が落ちますので、その部分が燃料費の負担になり、20年度、19年度は実際のコストが大きな負担になり、20年度の改定が行われて、そこから後は取り戻されたという格好になっております。

これらのものを固定費も燃料費もすべてまとめて計算いたしましたのが27ページになります。ごらんいただいたとおり、全体として固定費のプラスの方が燃料費のマイナスよりも大きいということですので、トータルとしてはプラスということになっております。

先ほど規制料金のところで届出と実際のコストに下がって、それが5,000億ないし6,000億と申しましたけれども、当然これは規制料金だけの部分でございますので、自由化料金も同じように推移をしていたと仮に考えますと、当然それが単純に言うときと倍とかということになるということになります。ここはそこまでの計算ができておりませんので、規制料金に比べてデータが少ないものですから、そこは御容赦をいただきたいと思います。

以上がそもそも東京電力さんの料金上の原価と実際原価がどういう関係にあったかという話であります。

28ページは内容を恐らく委員会で直接御議論いただいた方がいいかと思いますし、私も必ずしも細かいところまで調べが付いてございませんけれども、そもそも原価に含めるべき費用なのかどうかという論点がございます。これも委員から御質問がありましたのでこの資料には間に合っておりませんので書いてございませんけれども、1つはオール電化推進関係の費用についてどうなっておるかという御質問がありました。この資料には間に合っておりませんのでここに書いてございませんけれども、一応私どもの試算だと、東京電力の大体営業関係に従事しておられる従業員の方、職員の方が 人おられますが、そのうち 人がオール電化の推進に携わっておられると報告受けております。

単純に東京電力さんの平均的な給与で換算いたしますと、これは1つずつ個別にやったわけではございませんけれども、単純に平均的に換算いたしますと、年間 円ぐらいがオール電化推進の関係の人件費ということになります。

内容を一つひとつまだ見ておるわけではございませんけれども、いわゆるよく話題になります広告費というのはここですと言いますところの普及開発関係費、平成20年度の届出ですと、 円というのが普及開発関係費になりますので、ここら辺を原価の中でどう取り扱うというのが1つの論点になります。

29ページ、これは図を書いてあるだけでございますけれども、当然のことでございますが、今、委員会でいろいろコスト削減について御議論いただいておりますけれども、これは今後の話として見れば、当然こうしたようなコスト削減というのは総括原価の削減とい

うことの中に織り込んでいくということが恐らく必要になりますし、これも従前から御議論させていただいたように、1年間で無理して全部の合理化を生じるということとはなかなか難しい、中期的にだんだん効果が出てくるということでございますので、そうした措置、つまり後で申しますように単純に1年の原価算定期間だけで織り込んでいいかということは恐らく論点になろうかと思えます。

次に大きな論点として30ページ、今度は事業報酬額が適正かどうかというお話に移ります。事業報酬額は、先ほど申しましたようにレートベースに事業報酬率をかけて計算しております。これは10ページに一旦戻らせていただきまして、10ページで事業報酬の仕組みというのが書いてございますけれども、もう一度おさらいも含めて申しますと、事業報酬というのはどのように算定されているかということ、東京電力さんだけではありませんけれども、電力会社さんの理想的な自己資本比率は30%であるという仮定の下に、報酬率は自己資本比率30%に対して自己資本の報酬率を、他人資本比率70%に対して他人資本の報酬率をかけております。他人資本報酬率、自己資本報酬率はどうやって出しているかということ、他人資本報酬率はよりわかりやすいように先に申し上げると、下に書いてございますように、すべての10電力会社の融資負債額の実績額にかかる実施率の加重平均ということになりますので、10電力会社の平均資本コスト、他人資本コストを使っているということでもあります。

自己資本報酬率はわかりにくいんですけれども、片や電気事業者を除いた全産業の自己資本利益率の実績に相当する率を上限、アッパーエンドとし、リスクフリーのアセット、国債等々の実積率を下限として、その間のどこかで決めなさいということになってまして、そういう意味ではかなり幅があるんですけれども、現時点では東京電力さんの場合は、今、申しました上限値、つまり電力以外の産業の自己資本利益率の実積率に7掛けをするというのを自己資本報酬率として使っておられます。

その結果、14ページの右側でございますように、自己資本報酬率が5.42%、他人資本報酬率が1.93%となって、その言わば加重平均で3%という数字になるということになっております。その結果、絶対額としてできるのが平成20年度であれば3,019億円ということになります。

これを過去こうやって計算された先ほどと同じ作業なんですけれども、実際に料金のときにこれだけ事業報酬が必要だろうと思って計算されたものと実際に資本コストとして使ったものがどうなったかというのが31ページであります。

これももうごらんいただいて一目瞭然ですけれども、要するに料金算定の際に事業報酬としてこれぐらい使うといった額に対して、実際に他人資本、自己資本に対して支払われた報酬、つまり配当ないし利子率として離れたものがずっと少ないという傾向にあります。1つずつは御説明いたしますが、例えば平成14年度の改定であれば平成14年度の改定では3,851億円が適正な事業報酬であるということであったわけでございますけれども、実際に平成14年度に支払われた事業報酬額は2,850億円、平成15年度が2,490億円

ですので、それぞれ上に書いてある額が少ないということになります。

この差を同じように単純にこの場合 11 年間ですが足し算をしますと、31 ページの上にありますように 9,831 億円になるということでもあります。この辺りは今日そこまで御議論をいただくような余裕がないかと思えますけれども、将来的には勿論、例えば議論を先回りするようでも、機構が賠償資金を支払うために将来特別負担金で支払わなければならないわけでごさいますけれども、そういうものを一体どこから捻出するかといったようなことにも恐らく関係してくるような試算ではないかと思えます。勿論、将来と過去は違いますので、この数字がそのままということではごさいませんけれども、考え方としては参考になり得る話ではないかと思えます。

順序が逆になりますけれども、これがより議論が難しいのでややデータの紹介にとどめさせていただきましても、レートベースそのものの集合が適正ですかどうですかというのも御質問、御議論がございましたので、なかなか全部を確認できておりませんけれども、まず 32 ページに概念を書かせていただいております。ここに書いてございますように、いわゆるレートベースに入っております資産は特定固定資産から建設中の資産、核燃料資産、特定資産等々あるわけでごさいます。この中でとりあえず私どもとして議論があり得るかというのが 2 点でごさいます。1 つは今後の話でごさいますけれども、この間、既に委員会で御説明させていただきましたように、福島事故を踏まえまして、今後の建設中の資産、特に系統の整備、送電網の整備が今までの福島があった場合となかった場合で変わってくるのではないかと。その辺りが東京電力さんと議論しておりますので、これも勿論、プラスマイナス両方ございますけれども、必ず減るというわけではごさいませんが、いずれにしてもレートベースの中に今後組み込んでいく送電資産がどうあるべきかという議論が 1 つございます。

これは数字を出せということでもございましたので、これをどういうふうに解釈するかいろいろあろうかと思えますけれども、発電所、特に火力発電所の稼働率、これに組み込まれております発電所の稼働率を示しましたのが 33 ページでごさいます。33 ページが発電所の東京電力さんのすべての火力発電所の現時点でのコスト、赤字で書いてございますけれども、利用率。一番高いのが XXXXXXXXXX、一番低いのが平成 22 年度でございますので、横須賀は長期計画停止中ですから、言わば 0 %、一番左の「-」になっている部分でございます。こういうふうになっているという差があるということでごさいます。

ということで、ほぼ最後に 36 ページ、なかなか今回そこまで分析がうまくはできておりませんけれども、もう一つ検証しておくべきポイントは、総括原価を最終的には 36 ページにございますように基本料金と従量料金に配分するわけでごさいますけれども、その配分が適切なのかどうかということを検証する必要があります。これはいろいろな理由があってやっておられることですから全部がおかしいということでは勿論ありませんけれども、ファクトだけ申し上げれば、基本料金というのは基本的には普通に考えれば固定費

を反映し、従量料金というのは変動費を反映させるというのが常識的だと思いますけれども、実際にはいろいろな配慮の下で、右側にごさいますように基本料金の実績値、36 ページの右側の表の基本料金の欄とすぐ左の原価のコスト、固定費のコストを比較していただければごらんいただけますように、実際に固定費としてかかっているコストに比べて基本料金としてチャージされているのが [] ということになります。これは勿論、実際の電気が売れるか売れないかによって電力会社さんにとってプラスにもマイナスにも働きます。

簡単に言えば当然のことながら、電気が予定よりも届出よりもたくさん売れば電力会社さんにとってはプラスになるし、売れなければマイナスになるということになります。それを額として計算いたしましたのが 36 ページの右側でごさいます、実際には年々、年によりましますけれども、過去 10 年程度という意味ではより売れた年の方が多いので、トータルとしてはプラスになっているという結果にはなっております。

以上、いろいろ申し上げましたけれども、39 ページ目に、先ほど申しました論点のようなものを改めて書かせていただいております。とりあえず 3 つほど書かせていただいておりますが、1 つ目は総括原価主義と言われているけれども、原価そのものがまず適切なかどうかということでありまます。もうくどいので繰り返しませんけれども、営業費用の中に入るべき費用なのかどうかという点、その算定が実績、つまり本当にかかっている原価と実際にかかっている料金上算定されているものが合っているのか合っていないのか。その算定に当たって、現状のように原価算定期間を 1 年間と考えるのが合理的なのかどうか。つまり、今後の合理化計画というのを考えます、1 年で合理化計画を全部織り込めと行っても恐らく余り現実的ではないので、この観点だけから申し上げれば原価算定期間をもう少し長くするということが必要になるかもしれないという点でごさいます。

先ほど申しましたレートベースの適切性の観点、どういう資産を入れるべきなのか、そうではないのかという点。事業報酬率の適切性について、つまり実態の資本コスト等の関係をどう考えるかという点が第一の視座の主たる点になります。

第二の視座は、他方で当然のことながら、単純に料金を査定するだけでは東京電力さんを含めて電気事業者さんにとって、努力をして頑張れば何かプラスになるということが全くないということになりますので、そういうものをどういうふうにもう織り込んでいくかということも当然考えなければいけません。そういう観点から原価算定期間や経営効率化努力をどういうふうに取り組むかということも当然のことながら考えていく必要があるということでありまます。

第三に、特に今後原子力発電所の再稼働について確実とは言えない情勢がどうしてもございますので、そういう電源構成が大きく変わる不確実性がある中でどういう料金制度をつくった方がいいか。これはなかなか難題でございますけれども、そういうことも考える必要があるということでごさいます。

最後にその他ということで、これは言わずもがなでございますけれども、当然のことな

て何か事務局の方からこの段階で補足して説明するようなことはございますか。特になしですか。

○西山事務局長 もう一度申し上げれば、最後のところに私が説明を飛ばしてしまったので申し訳ありませんけれども、もともと今おっしゃられたような御指摘、これが十分かどうかというのは勿論御判断をいただくということかと思いますが、つまり自由化をするに当たって、例えば届出制を導入するに当たって、きちんとした料金の情報の公開ということについては一応ガイドラインというのが出ておりまして、1つの見方としてはこれが十分なのかどうかといったようなこともあろうかと思います。

○ [REDACTED] 何ページですか。

○西山事務局長 37 ページです。ガイドラインそのものが詳しく書いてあるわけではないんですけどもね。

○下河辺委員長 続きまして、ほかの委員の方からの御発言。

では、[REDACTED]、お願いします。

○ [REDACTED] 何点か問題点が指摘されておりますが、例えば 39 ページのところで言う電気の安定供給に真に必要な経費と書いてあるんですけども、これは本当によく決めきれない話ですね。電気は電力事業というのは極めて長期的に維持していかなければならない事業ですし、安定的に維持しなければならない事業ですね。どのようなコストの変動があるかというのは予測し難いものがありますから、そういう中で、例えばさまざまな経費全部合わせて5兆円の規模ですね。その中で例えば修繕費の年間300億というのが過大な原価を計上しているということになるのかということ、私はそんなことではないのではないかと思うんです。燃料費が上がることもあるし、いろんな経費においては変動が起こるので、全体としてのアローワンスを持たしておいて、経営というのはなるべく自立的にやらせる方がいい。いちいち第三者に聞いてみたり、監督官庁に聞いてみたりしながらやっていくという形になると、経営というのは非効率に必ずなります。 [REDACTED]

したがって、ルールというのはある程度の遊びを持たしながら、自由裁量の余地をできるだけ認めていった方がいい。その裁量の余地はどの程度の規模であるべきかを議論すべきなのであって、これが過大であるか、過大でないかというのは、「過大な原価」を認めるべきかとかぎ括弧で書いてあるから、過大かどうかわからないという意味だとは思いますが、そういうディテールというかトリビアルなところにこだわりすぎない方がいいと思います。

修繕費なども常に実際に予定していたよりも少なくなっているというのはここ10年、20年の傾向かもしれませんが、その前の段階では、インフレの段階では常に想定したもの

を上回る、言ってみればコストがかかってくるという状況があったのも事実でありまして、燃料費の動向とかその他を考えると、必ずしもトータルのコストとして下降局面にずっと利子も下がり、あるいは物価も下がるという状況の中で経営を行うわけではありませんから、ある程度最終的には何年か遅れて顕在化するから修繕費が多すぎた部分は次における価格の届出による削減に反映されるわけですね。そういうような自立性をできるだけ高めることが経営戦略としては正しいのではないかと思います。

最近の傾向として、例えば弁護士さんとか公認会計士とか第三者を入れて判断してもらうことがいいことだという傾向が役所にもあり会社にもありますが、それは極力自立的に物を決めていくということが経営を効率化する、あるいはダイナミック化する最大の条件、最小限度の条件でありますから、第三者機関という言葉は民間企業の場合余り使わない方がいい。

やはり規制を受けていますから、監督官庁の規制はきちんとクリアしなければいけないと思うんですが、更にそれ以上にいろんなところから縦横十文字にチェックすることが会社の効率的経営を維持していくということには必ずなりません。さかさまになります。したがって、長期にわたる最適化ということを考えた場合には、料金体系は単純である方がいい。自明である方がいい。そしてコスト全体について言うと、一定の遊びを持っていて、さまざまな事態に弾力的に自立的に対処できるようにしておいた方がいい。それが余ってくれば、累積されてくれば、それを後から整理すればいい話であって、毎回毎回手品のようにピンポイントで経費の縦横十文字、項目別の経費を整理できるということは考えない方がいいように思います。

ここにもう一つ書いてあるんですが、必要でない経費という中にオール電化推進経費とか広告費だとか書いてあります。あるいは先ほどの説明の中で火力発電所の稼働率が低いとか高いとかという議論がありました。これは事業の性格にもよると思うんですが、

電力みたいに国のすべての産業の基盤であるようなものについて言うと、そういうところについては、

やはり予備戦力として持っていることが今回のようなときには老朽の火力発電所でもフル稼働させるということになりますから、戦略的予備というのをいかに持つかということがすごく大事なことでありまして、それを短期的に見ればコストが高くなったかのように見えますが、長期的に見ると安全保障安定性の確保という観点から見ると、それは必要なゆとりである。余りにも効率の悪いものは意味がないかもしれない。一定程度のものは必要だと思うんです。

私
は電力などを考える場合には、ゆとりというのは必ず持たしておいた方がいい。あらゆる面での時代変動に対して対応できるような形は考えておいた方がいい。勿論、過大である必要はありませんけれども、一定程度のものは持つべきではないかと思います。

○下河辺委員長 ありがとうございました。

○ 関連して、今、議論がかみ合っていないところがありますので、具体的にいいですか。わがまを言って1点だけ。

○下河辺委員長 では、それに限定して。

○ と意見が明らかに違うのでこれだけは申し上げておきたいんですが、第三者機関で料金をチェックするのは余り適当でないというのは一般企業の場合は正当だと思うんです。しかし、東電というのは特殊な非常に公共性の重い民間企業だと。あるときは民間企業であり、あるときは政府の公共性のある企業であるという2つを使い分けていると思っているんですが、本件について申し上げますと、一般的に民間企業で自由であるというときには、必ず競争相手があって、買い手側が自由にそれを選択できるということが QCD で選択できるという自由が保障されているわけです。しかし、電力料金についてはすべてとは申し上げませんが、大半が選択の自由のない状態で、公共性ある料金を国家が保障した形で、つまり大臣が認可するという保障した状態で決めるわけですから、したがって、その手続について正当なる、あるいは公正なる透明性のある内容を提示すべきであるということなんです。その提示の仕方が第三者機関である。

現在、審査があるわけですね。審査があるんですが、これが機能しているとは思えないんです。ですから、本件については公認会計士等、これは一例なんですが、それにこだわられませんけれども、そういう実力のある実際に料金の内容を実務的に審査できるそういう人たちの目を通して経産大臣あるいは大臣、総理大臣でもいいですけども、国家がこれでいいんだと言えるようなものを出してほしい。そういう意味でございます。

○下河辺委員長 わかりました。では、料金関係、御発言ございますか。

○ まず質問からいいでしょうか。13 ページ、今日の主たる議論ではない自由化のところでも申し訳ないんですが、これは全部ではなくてかなり抽出したものでしか。

○西山事務局長 メニューですか。

○ はい。

○西山事務局長 そうです。書いてあるのはすべてではありません。

○ 全般的な傾向として、例えば夏季その他季節とかという感じになっていて、

ピーク、オフピークで分かれているという感じなんですけれども、ほかの契約も大体こんな感じなんです。それとももう少しちゃんというか、季節で言うと夏、冬とか、ピークとかといういいかげんなものではなくて、ゴールデンウィーク中は安くなっているとかというたぐいのものというのは存在しているのでしょうか。時間帯もこんなラブな時間帯ではなくて、もう少しちゃんとしたものが存在したりするのでしょうか。

○西山事務局長 これは多分お配りするなりお送りするのが本当は本質的には早いんだと思うんですけれども、そもそもある種、使い方ということではなくて、業務用とか高圧とかといういわゆるメニューの基本的な区分というのが [] ございまして、それぞれについてそこは先生の御質問だと思いますけれども、それに付加して考慮されている要因があって、大きく言うと4つ、それこそオール電化かどうか、夏季の休日がありますか、ありませんか、ピーク時の調整ができるようになっていきますか、どうですか。最終的に蓄熱がありますかどうかという、細かくはわかりませんが、大ざっぱに言うとその4つを [] みたいな、全部あるわけではありませんけれども、それが基本的なメニューで、 [] というのが全体です。皆様にお送りさせていただきます。

○ [] お願いします。ここに出てきている限りでは、私の予想とかなり違っていたというか、 [] ですね。

○西山事務局長 はい。

○ [] 家庭用の電気だと夜間8円、昼間28円というような格好で、かなりドラステックにコントロールしているんですが、自由に付けられるようなところでもこんな小さな価格差だったのかと。電力会社の人たちは胸を張って、自分たちはもう十分需要のコントロールはしておるのだと。例えばゴールデンウィーク中、この後、太陽光発電とか大量に入ってくると、震災前の議論ではゴールデンウィーク中は電気を捨てなければいけなくなるんだというような議論を本気でしていたときに、電気を捨てるぐらいだったら価格を下げて需要喚起できないんですかという、自分たちはもう十分価格を下げて需要の喚起など価格でできるようなことはすべてやっておるのだということを堂々と言っておられたのですが、その自信から来るものと印象がえらい違うなというもののなので、それは本当に正しいかどうかというのを知るために [] を一度送っていただけないでしょうか。

○西山事務局長 わかりました。

○ [] コメントです。先ほど、 [] が余裕が必要だということをおっしゃっていて、まさにそのとおりで、電力をぎりぎりで行っていたら恐ろしくてしょうがないわけです。したがって、これは全体のルールとして一応予備力はこれぐらいは持っておかなければいけませんねというようなところを、これこそ第三者機関であり中立機関であるESCJ というところが定めていまして、それで一応ちゃんと各電力会社がそれを保持でき

るかどうかというのは見ているわけです。更にそれに付加して追加して少し持っておくかというようなことも当然経営判断としてあり得ると思います。今回出てきたのはそういうレベルの当然持っておくべき予備力だとか、経営判断に入ってそれに付加するかというようなレベルをはるかに超えて余分なものを持っていないかどうかということを議論していると理解しておりまして、何でもかんでも無駄だから余分なものをなくせとかということを言っているのではなく、ちゃんと経営判断として持っているんだというようなことをすべて排除するという意図では全くないというふうに理解しております。

したがって、機械的にこれは余分に持っているからとか老朽化しているからつぶせというようなことを経営判断を飛び越して何か言えというような提案ではないとは理解していますが、しかし、普通にこれは安定供給のために必要だということを説明できないほどの過剰なものになっていないかどうか。あるいは需要予測というのが非常に不合理になっていないかどうかという観点で見ているのであって、決してある種の自由度というのを否定しているものではないと思います。

縦横十文字に縛るということをやって悲惨なことになるということは、まさに賛成するところでして、余りにきつくやり過ぎるのは問題かもしれないんですが、ここで言っているのは、あらゆる経営判断というのを取り上げて、全部政府なり第三者機関なり行政なりが決めてしまうことではなくて、説明が付かないほどおかしいことになっていないかどうかということをチェックした結果として、到底納得できないことがこんなに出てきたという説明なのだと思います。したがって、経営の自由度をすべて否定するというようなたぐいのものではないと思っています。

私は非常に不思議に思っていることというのがございまして、震災前ですが、かつて別の規制分野のところで、経産省の側からある種のプライスカップというのを導入したらどうか。プライスカップはまさに自由度を認めるという発想なわけです。ところが、これはだれが反対したかということと事業者が猛反対して結局つぶしたという事実がありまして、

状況が違うのではないかな
と思っていまして、改革案の1つとして、ある種のプライスカップを中心とした自由度の非常に高いものというのを長期的に考える余地はあるんだと思うんですが、プライスカップをやるとしても当然最初の出発点は厳格なコストの査定があり、その後の改善分を経営の自由度として利益を得るという格好にしないといけないわけで、言わばそういう長期的に仮にプライスカップを入れるとしても、出発点としてまず厳格に原価がちゃんと把握できていないとまずいのではないかという問題意識からこういう提案が出てきているのではないかと理解しています。いずれにせよどういうパスを将来たどるにしても、ここに出てきたような提案というのは非常に重要で、きちん検討し、採用していく価値のあるものだと思っています。

以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。[]の御意見をお聞きます。

[]、どうぞ。

○[] 今、[]からお話がありましたけれども、今回の料金についての事務局の方向性、私は非常によろしい方向かと考えています。14 ページの表を基にお話しさせていただきますが、最初の適正な原価の検証というところなんですけれども、先ほど経営の自由度と公正な料金の原価として載せるべきものと、それは少し考えるべきではないかという御意見もあったんですが、私もまさにそのとおりでございまして、その中では先ほど事務局からも御説明がありましたようにオール電化であるとか、あるいは広告宣伝費であるとか、前回の議論で出ました[]への会費であるとか、[]への投資であるとか、任意に電力事業者がするかしないかを決められるようなものにつきましても、やはりそれは極力原価に入れるものではなく、事業者の裁量でやるのかやらないのかを決めていくというふうにしないと、すべて利用者がそうしたことについても規制料金という枠の中で負担していくという今の枠組みは少し経営の自由度から言うとう違うのかなという感じがしております。

今回は例えばということでオール電化や広告費[]の話はさせていただきますが、ほかにももう少し入れるべきではない項目があるのではないかと思います、今日はこれで終わりですか。料金の話は今回で終わりなんですか。

○西山事務局長 勿論。

○[] もしそうであれば、やはり適正性を切り込めるだけ見ていただきたいというのが1点目の原価の話でございます。

もう一つ話をしなければいけないのは、13 年間全く行政の方でチェックしなかったのが今回できたということで、これは非常に大きな一歩だと、エビデンスを調べたということで大きな一歩だと思っております。

そうした中で、2 番目のデータベースの話なんです、前、東京電力さんからいただいた貸借対照表の古いのを見ると、実は平成 12 年度と終わったときの平成 22 年度とざくっと言うと総資産で14兆ずつで変わらないんです。営業収入も拝見いたしますと、5兆2,000ぐらいで、終わった期が5兆1,000ということで余り変わらなくて、勿論、上下はあったんですけれども、そんな形になっています。そうした中で、総資産を他人資本と自己資本に分けて、それで事業報酬率を出していくという形ですと、やはりだれが見ましても資産が多ければ多いほど利益が手にできるということで、どうしてもインセンティブ的には資産を増やす方に働いてきているのではないかと思います。

ただ、料金制度自体ができたのは物すごい昔でして、そのときには日本としてちゃんと電力の設備をつくらなければいけないと、そのために投資を増やすというインセンティブをきちっと与えなければいけないという政治目的があったと思うんです。今はどちらかというと、御指摘するありましたように、余裕は持たせるという議論はまた別として、できるだけそうはいつでも効率的に資産を使っていくというのは日本の国力のためにも必要な

ことだと思います。となると、うまく稼働させていく、効率よく稼働させて設備をうまく使っていくためのレートベースを使った事業報酬率の経産の仕方を少し編み出さないと、今のままだとどうしても多ければよいということになってしまうのではないかと思います。

その中で1つだけ質問なんですが、レートベースの計算の中で、事業資産の価値という「価値」という言い方をされていたと思うんですが、これは償却前資産の意味なんですか、償却後資産ですか。償却後ですね。

○西山事務局長 はい。

○ 〇 分かりました。結構です。

最後の方の適正な料金は査定機関とかそういう話なんですけれども、確かに1年間のフォワードルッキングでつくってしまっていて非常に差が出たというのは今回の検証でよくわかりました。やはり2～3年の期間を基に、責任ある例えば値下げあるいは値上げだとしてもその理由を非常に透明化する形で出していくような複数年での料金制度というものがもしかしたら必要なのではないかと思います。やはり国民としては、先ほど 〇 が非常に透明性というお話をされたと思うんですが、透明性はこういう公共機関の場合とても必要だと思います。

そうした中で、一体値上げや値下げの背景が勿論行政がわかればいいと言ってしまうとそれまでなんですけれども、もう少し国民の皆様方にも説明責任というか、どういう形で電力会社さんが経営をしようとしているのかという方向を見えるようにしめさんと、先ほど事務局がおっしゃったように、過去余り値下げ申請も値上げ申請もここしばらくは余りしていないわけですね。値下げは届出だけなので2年に1回されているようなんですけれども、そういうことなので、繰り返しになりますが、もう少し電力会社さんとしての経営の姿勢が伝わるような形での料金改定の仕組みといいますかやり方というのをここでもう一回考えて透明性を確保していくということが重要なのではないかと思います。

以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。お待たせしました、 〇 どうぞ。

○ 〇 11 ページの燃料費調整制度なんですけど、これは要するに過去3か月分ですべての燃料、例えば原油・LNG・石炭の燃料費の基準平均価格に50%とかという、ある意味で自動的に調整されていく仕組みですね。その右の方のグラフにもありますけれども、石炭は基本的に安定しているのに対して、原油・LNG というのは非常に変動する。特にLNGのこの前も議論しましたがけれども、価格フォーミュラというのはJCCリンクという過去の原油価格の平均にリンクする形になっていて、要するに先ほどの議論であった経営の自由度という議論が出ていましたけれども、経営計画を例えば3年とか5年とかという一定の中期の中でつくるというのは非常に正しいやり方だと思うんですけれども、経営目標として例えば可変費の大部分を占める燃料費の部分に何ら経営判断、経営の下げるというインセンティブが働かない、むしろ50%自動的に上げてもいいという意識が多分すりこまれているんだと思うので、この部分というのは変えないと、特に震災後、例えば福島第

一の1～4を廃炉にする部分というのは、とりあえず緊急措置電源でやっている非常に発電単価の高い軽油ディーゼルとかああいうものを持っているわけです。

少なくとも例えば3～5年の間にどういう電源構成にするか。最適な電源構成にするという経営判断を価格のメカニズムが相殺するような、経営判断をしなくて済むようなことにしてしまうというのは非常に健全性を損なうことだと思うんです。むしろ向こう3年とか5年とかという期間の設定かは別ですけれども、非常に東京電力にとっては最適な効率的な電源構成というのをやってもらわなければいけないことなので、それを価格の面からも後押しするような仕組みということが必要で、そういう意味で39ページに書かれている営業費用の適正性というところの議論は真つ当というか非常に正しいものだと思います。

固定費のところで言うと、結局稼働率というのは大きな意味を持つてくると思うんですが、もともと火力というのは固定費の単価は非常に低いんですが、稼働率は低いとそれだけ全く資産として使われないものを持っているということなので、やはり稼働率を高めていく。特に今後ピーク需要の抑制ということで新規の設備というのは特に投資はなかなかできないですからつくれないということなので、もともとオール電化で販売電力量を増やそうとしていたというのはそういうことだろうと理解しているんです。あれも結局どうなるのかというのはよくわからないですけれども、やめてしまうのかどうなのか。ただ、方向性としては収益を安定させるためには販売電力量を増やすという方向性は間違っていないと思いますので、それをオール電化というやり方でやるのがいいのかどうかわかりませんが、少なくとも持っている資産の構成の中身をより効率的にするということと、先ほど[]がおっしゃったように、資産を大きくしてそれに報酬額をかけるという仕組みにするとどうしてもおっしゃるとおりで経営を効率的にするというインセンティブが働かないですね。ですので、そのところを料金面から正していくということは絶対にやるべきだろうと思います。

○下河辺委員長 ありがとうございます。では、[]どうぞ。

○[] 第三者委員会の話ですけれども、今、監督官庁は料金を上げるときは認可ですね。下げるときは届出でいいということになっているわけです。ですから、燃料費などが上がっていくと値上げの局面に入ることがこれからあるかもしれませんね。そのときには監督官庁というのは第三者機関の最たるものでありますし、そこで判断したことというのは国会の審議でもいろいろと説明を求められるし、求め得ることなんです。ですから、私は本来あるべき機関が十分な機能を果たすことによって、これは合理性を担保できるということになるし、透明性も担保できるのではないかなという気はいたします。

勿論、コストについて見れば、それはできるだけ無駄を省いた方がいいというのは事実なので、どの程度のものがあるのかというのは議論はすべきだと思うんです。ただ、私は先ほどのような300億とか4,000億ならば4,000億のうちの三百数十億という程度のアローワンスというのは、下降局面では1年、2年遅れで顕在化されて下げる要素の中に組み込

まれるのではないですか。そうすると、そんなに大きなものではない。その間に燃料費が上がれば、恐らく内部では経費の流用はできますね。だから、そういうものの言わばアローワンスになるのではないかなという気はします。

広告費は要らないかなという話もありましたが、5兆円の企業規模の中で 〇〇〇〇 円の広告費。恐らく広告費というよりは広報経費みたいなものだと思うんです。これは多分ほかの経費として計上することはできないわけで、やるとすれば経費でやるしかない。では、広報は一切やらなくていいということにもならないような気もするんです。ですから、その辺は原価要素の中に入れないという議論は乱暴な議論かなという感じはいたします。

プライスキップの話が先ほど出ました。

プライスキップというのは大変無駄の多いような状況の下で、それを効率化するならば、その分の一部分は自分たちで経営に役立てていいという条件をつくってやる。だから、サッチャーのイギリスなどはかなりそういう制度を取り入れているのではないかなと思うんですが、ある程度以上の効率化が既に達成されているところでありますと、プライスキップというのは必ずしも自由度を高めることにはならないような気もいたします。

プライスキップ、今の日本の電力に効果的であるかどうかはよく検討してみた方がいいと思います。多分余り効果的ではないのではないかなというのが私の直感的な判断です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。そろそろ時間が押しておりますので簡潔にどうしてもという御意見があれば。

○ 〇〇〇〇 どうしてもです。6 ページのところで、規制料金の小売料金の概要のところ、この表に値下げのところは単に申請でよろしいんですね。これは値下げ幅が適正かどうかというのは当然あるわけですから、自由に電力会社がこれだけだということをどういうチェックをされているのかわかりませんが、はい、そうですかともし決めているとすれば、かなり問題だと。これもきちんと値下げ幅が適当であるかどうかというのは重要な審査事項だと思っております。

もう一つ、規制料金、値上げのときの経産大臣による認可のところがございます。このときにいろいろ政策会議等があって認可ということになっておりますけれども、今までの実績はこういうシステムがあるにもかかわらず、そしてこういう審査を経ているにもかかわらず、この委員会の DD で御指摘されているとおり、コストの無駄が相当ありそうだということが指摘されているわけです。

ですから、私は申し上げたいのは、こういう認可システムが十分機能していないということを申し上げているんです。したがって、この審査の機能を強化するか、あるいは何か補完するか、あるいは代替策を考えるか、これはいろんな策が考えられると思いますが、

現状のままでいいということにはならないということを申し上げたい。

このことをほうっておいていいんですかというのが私の自由化料金に対する問題意識でございます。

以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。まだまだこの問題については御意見お述べになりたい委員の方、参与の方、おられるかもしれませんが、残念ながら時間が完全に押してしまいましたので、今日の料金制度についての議論はこの程度にさせていただきまして、先ほどお尋ねがありましたけれども、次回以降の委員会や予定しております懇談会、次回非公式の中間 DD の報告会等でもできるだけ料金問題については時間を割いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事の2番目ということで、タスクフォース事務局への宿題でありましたけれども、東京電力の保有資産の洗い出しと売却資産の特定についてということで資料を配付しておりますので、この内容について簡潔にわかりやすい形で御説明をお願いいたします。

では、西山事務局長、どうぞ。

○西山事務局長 お手元に2つ資料をお配りしているかと思います。横長の紙と、これは恐らく各委員のお手元に別途お届けをしておりますけれども、前にお約束いたしました119社、紙爆弾みたいに119ですからどうしても分厚くなりますのでこれをお届けさせていただきました。119は今日は省略させていただきました。前回議論になりました点、私の理解では主として4つだったという理解をしておりますけれども、それについてこういう方向でよろしいかというのをお諮りするのが横長の紙でございます。

毎回峻別というのがきつすぎるのではないと、他意はないんですが分類ということでもよろしいかと思いますが、子会社、関連会社の分類についての主要論点ということで、この横長の紙の1ページ目を御説明させていただきます。

詳しいものは2ページ以降についておりますので適宜御参照いただきたいと思います。まず1つはもともと東京電力にある種の取引を前提にした業務を有するような子会社・関連会社の売却方法については、東京電力に特殊なものについてはきちんと売却する場合に配慮すべきであるというような御指摘があったと理解しております。

具体的な対象会社としては、ここに挙げております

という会社になります。

私どもの考え方として

は、委員会の御指摘も踏まえて、基本的に電気事業、つまり簡単に言うと東京電力に必須

な業務については東電本体に戻して、それ以外、東電と直接関係のない部分について、物によっては将来的に売却するという事でどうかというのがこの案になっております。

具体的には

といったようなことになるのではないかと理解しています。それが1点目でございます。

2点目は、いわゆる についてでございます。具体的な企業名としてはそこに書いてございます でございます。これは企業の規模をごらんいただいた方がいいかと思しますので、3ページ目、

大きい会社になっております。もともとこれについては

というよう

な方針として御提示させていただいております。もともとの委員会での御議論は、

仮に経済的に合理的にこれぐらいの価格以上で売れるだろうと思った額にならなかった場合に、それでもあえて売りますか、売りませんかということが御議論でありましたけれども、私どもとしては

仮に売却

価格が想定値を下回ったりした場合には、合理化を図った上で存続をすることとしてはどうかというのが私どもの案になっております。

1ページ目に戻りますが、 について、具体的にお名前が上がったものとしては、 ということになります。

そのまま存続することとしてはどうかとなっております。

なかなか現時点で売却というのも難し

かろうと思しますので、そういう意味において存続と書かせていただいております。

一応これについても存

続と判断させていただいております。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 結論から言うと、もう少しよく検討した方がいいのではないかというのが4番目の案になっております。4つ、以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。まとめて何か特に御質問がおありの委員はおられますか。

どうぞ。

○ [REDACTED] [REDACTED] これは3分の1以上東電が持つということをお考えですね。これは持たなくてもいいという考えはなかったですか。東電さんが経営権を持つという根拠がどうも不明なんです。これはどういうことでしょうか。

○西山事務局長 そこは率直にも申し上げて、私どもはそういう認識に近いんですが、

[REDACTED]

[REDACTED] したがってよくよくもう少し技術を見ましょうという以上でも以下でもございません。

○ [REDACTED] [REDACTED] わかりました。

○下河辺委員長 よろしいですか。ほかに御質問は。

○ [REDACTED] 今の [REDACTED] の御意見は私も賛成なんですけれども、例えば7ページ目を見

ますと、東電さんとの取引比率が[]は[]%で、[]さんに至っては[]%あって、いわゆるビジネスコントロールという観点からは非常に支配権を持っているわけです。

必ずしも議決権を保有しなくてもビジネス上の非常に重要なパートナーであるというポジションは変わらないと思います。変な話ですけども、取引があるところの株式をみんな持っていたら、会社はとてものではないけれども、経営できなくなってしまうですね。すべての取引先の株や経営までですね。両方とも上場していることもありますし、本当にキャッシュが必要であれば、これも売却していくというのも1つあるのではないかなと思うんです。[]別に株を持たなくてもお互いに提携してやるということは十分普通のビジネスではあり得ることなので、ここだけ先ほど[]おっしゃったように拒否権のパーセンテージまで持たなければいけないかということについて[]
[]どうなんでしょうかと感じる感じがいたします。

○西山事務局長 わかりました。私どもいろいろこれもまた言い訳をすると怒られてしまいますけれども、余り委員会が勝手に交渉するなということにもともとなっていたものですから、そんなに強くも言っていないので、もう一度よく東京電力と意見交換をしてまいります。

○下河辺委員長 では、その点をお願いします。それでは、ほかに特に御意見、御質問がなければ、今後の予定について事務局の方から改めて説明をいただけますか。

○西山事務局長 もう委員お忙しい中大変申し訳ないんですが、今週、もう一回予定しております。9月8日にDDの中間報告ということになっておりまして、こちらはかなり東京電力の財務状況等となっていて数字を取り扱わせていただく回になりますので、前に一度やらせていただきましたけれども、基本的には委員のみの限定メンバーで数字に関する議論を9月8日にさせていただきたいと思います。

あとはお手元にございますように、その次の正式の委員会という意味では12日に卸市場の問題、次回の数字の議論も含めますと長期的な東京電力の在り方等を議論させていただき、できればだんだん報告書に近づいていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○下河辺委員長 ありがとうございます。それでは、本日予定しておりました議事はほぼ有益な中身の御意見をいただきまして終えることができたと思います。大分この委員会での議論の中身もデリケートなところに入っております、いろいろと料金問題についての新聞記事等もございますので、少し配付しております資料の取扱いについては御留意をいただければありがたいと思っております。

それでは、本日の委員会はこれで終わりにさせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。